

大和市家具転倒防止器具取付支援事業実施要綱

平成 21 年 4 月 23 日

告示第 144 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、高齢者世帯等の住居内に家具転倒防止器具（以下「器具」という。）を取り付けることにより、家具転倒による事故を防止し、高齢者世帯等における防災性の向上を図ることを目的とした、大和市家具転倒防止器具取付支援事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(実施方法)

第 2 条 この事業は、器具の取付けの支援を受けようとする者（以下「申請者」という。）が大和市耐震化促進協議会の会員で事業者登録を行っている事業者等（以下「事業者」という。）に依頼し、事業者が器具を取り付けることにより実施する。

(対象者)

第 3 条 この事業の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する世帯（以下「対象世帯」という。）に属する者とする。

(1) 65 歳以上の者（以下「高齢者」という。）のみで構成される世帯

(2) 次に掲げる者（以下「身体障害者等」という。）のみで構成される世帯

ア 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者

イ 児童相談所又は障害者更生相談所において知的障害があると判定され、神奈川県から療育手帳の交付を受けている者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

(3) 高齢者及び身体障害者等のみで構成される世帯

(4) その他市長が特に必要と認める世帯

(申請)

第 4 条 申請者は、大和市家具転倒防止器具取付支援申請書を市長に提出しなければならない。

(決定等)

第 5 条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、支援の可否を決定し、大和市家具転倒防止器具取付支援決定通知書により申請者及び事業者に通知するものとする。

2 事業者は、対象世帯の住居において器具の取付けが完了した後速やかに、大和市家具転倒防止器具取付完了確認書を市長に提出するものとする。

(家具転倒防止器具)

第6条 この事業において、取り付ける家具転倒防止器具は、L字型の金具等とする。

(利用回数等)

第7条 事業の利用は、対象世帯につき1回までとし、設置は、原則として2か所以内とする。

(免責)

第8条 市長は、この事業により器具の取付けを行った家具が転倒する等この事業の利用者に損害が生じても、その責任を負わない。

(様式)

第9条 この要綱で使用する様式は、別表のとおりとし、その内容は別に定める。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。

別表（第9条関係）

第1号様式	大和市家具転倒防止器具取付支援申請書	第4条関係
第2号様式	大和市家具転倒防止器具取付支援決定通知書	第5条関係
第3号様式	大和市家具転倒防止器具取付完了確認書	第5条関係